

令和3年度 宮城県森林審議会第1回森林保全部会 議事録

日時 令和3年12月16日(木)

午前10時から午前11時30分まで

場所 水産林政部会議室

配付資料

資料1

「合同会社Blue Power 仙台大倉が行う再生可能エネルギー発電施設(太陽光発電)の設置(仙台市青葉区)」に係る林地開発について

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者(構成委員5名中3名出席)が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。なお、佐藤委員及び丸尾委員については所用により欠席。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

傍聴者に対しては、「傍聴要領」に従い会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ(川村部会長)

森林保全部会長の川村でございます。

本日は、本年度1回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただききまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、1件、諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：ありがとうございました。

それでは次に、今後の予定について説明いたします。

本日の審議案件は、再生可能エネルギー発電施設の設置を目的とする林地開発許可案件の1件でございます。

このあとすぐ、審議事項1の「合同会社Blue Power 仙台大倉」に係る案件をご審議いただきます。その後2「その他」におきまして、事務局から令和2年度の許可実績等のご報告をさせていただきます、終了時刻は午前11時30分頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

諮問案件である1「合同会社Blue Power 仙台大倉が行う再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電）の設置」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：（資料に従い、申請内容及び審査状況について説明）

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何かご質問はございませんか。

進藤委員：伐採木の処理方法について特に説明がありませんでしたが、何か有効な利活用方法をお考えでしょうか。

申請者：伐採木については基本的にチップにして場内の濁水防止に使用し、それ以外のものは場外搬出する予定です。

川村部会長：広葉樹が多いため、場外に持ち出して建築用材等に利用することは無いということですね。

申請者：はい。ございません。

大山委員：まず7ページで、林況が「その他広葉樹（100）」となっていますが、「その他広葉樹（100%）」の間違いではないでしょうか。

それからその下の地形の欄で、地形の特徴が「傾斜のある山林」となっていますが、山林は地形の特徴ではないと思います。また、当該開発地は山地・丘陵地であり、傾斜地がほとんどだと考えられるため、「傾斜のある」という表現についても再検討願います。

地質について、「新四紀」という言葉は、おそらく「第四紀」ではないでしょうか。また、土壌に「崩積土」とありますが、対象地域全体が崩積土というのは考えにくいと思います。宮城県が出している「土地分類基本調査」を見てみますと乾性褐色森林土壌及び褐色森林土壌になっておりましたので、ご確認願います。

次は11ページについて、融資会社である「新韓BNPパリバ資産運用株式会社」をインタ

ーネットで調べたところ、今年の1月15日の記事で、新韓金融グループがこの会社の資産運用を完全子会社に編入するということが載っておりました。そのご説明をお願いいたします。

また、本文書は「発行日から6ヶ月間有効」の旨記載があり、日付が2020年10月16日となっておりますが、本文書の有効性に問題は無いでしょうか。

42ページは審査調書ですが、先ほどの指摘と同様、地質の「新四紀」は「第四紀」ではないでしょうか。また、土壌についても事業計画書と同様に修正願います。さらに、「新第3紀」の数字は漢数字で表記すべきと思いますので修正願います。

43ページについては、「3 環境保全上の審査」の「植生保全に関する措置」で、「造成森林の樹種は、計画地周辺に育成し、…選定する」とありますが、ここの意味がよく分かりませんでした。周辺地域で育てた樹木を使用するということでしょうか。また、植栽はアカマツ中心となっておりますが、ここは広葉樹が多いためアカマツ中心にはならないと思います。

8ページに戻っていただいて、事業計画書の「残置森林及び造成する森林等の計画の維持管理方法」に盛土部はコナラを植栽するとありますが、仙台市の植生図を見ますと標高の高い方がクリーミズナラ群集となり、標高の低い所はクリーコナラ群集となっているため、もっと多様性を持たせて、ここの植生にあったクリやミズナラなども植栽いただければと思います。その際もし可能であれば、植生遷移をきちんと活かして、遷移がより初期の陽樹も混ぜて植えていただけるとより環境がしっかりするのではないかと思います。

また、同8ページの「一時利用の場合は利用後の現状回復方法」に「撤去後の敷地は緑化とする」とありますが、地域の生物多様性に合った緑化とするように明記いただけないでしょうか。

ご検討よろしくをお願いいたします。以上です。

事務局：それでは、大山委員の質問に回答させていただきます。

まず、事業計画書及び審査調書の内容につきましては、事業者様と再度内容を検討させていただいて、適切な内容に修正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

また、融資証明の有効性については、令和3年12月13日に新しい融資証明を申請者の方で取得しております。融資が可能であることをこちらでも確認したところです。

今年の1月15日の記事の件については、申請者から説明をよろしくをお願いいたします。

申請者：融資証明については、令和3年12月13日に再取得しております。

また、新韓BNPパリバ様の組織改編については、組織改編後に融資証明を取得しております。組織改編の経緯等については、弊社からはお答えしかねます。

大山委員：融資証明の有効性については、ご説明いただいたことを「注」等で資料に明記いただければよかったですかと思えます。

申請者：申し訳ありませんでした。

事務局：残置森林の維持管理及び造成森林について申請者からご説明願います。

申請者：植栽する樹種の多様性については、ご指導いただいた多様性を確保した内容で対応していきたいと思います。また、事業終了後の緑化についても多様性を持たせるという表現に変更いたします。

川村部会長：大山委員から質問のあった地形の特徴や、地質というのは、県がホームページにアップしている地質図を見れば判断できます。また、土壌についても、褐色森林土壌等が土壌図から確認できると思いますが、そこは事務局とよく相談して、確認してください。

それから８ページの「一次的利用の場合は利用後の原状回復方法」について、大山委員から多様性を持たせて緑化するようにと意見があったところですが、具体的に緑化というのはどのような方法をお考えでしょうか。草本での緑化か、植栽での緑化か、どちらでしょうか。

申請者：草本で緑化します。

川村部会長：それともう一つ補足すると、造成森林についてはコナラやアカマツに固執せず、周辺の植生や生物多様性を勘案して、さらにクリやミズナラもというご意見もありましたので、その辺も検討して事務局と内容を詰めてください。

申請者：承知いたしました。

川村部会長：事前にいただいていた資料では分からなかったのですが、事務局からの説明の中で、当該地域の北西の方に既存の太陽光施設があるとのことですが、これは林地開発の対象外ということによろしいですか。

事務局：はい。地域森林計画対象民有林に含まれていない区域の開発ですので、林地開発許可は受けておりません。

川村部会長：では、造成前の土地利用は牧草地等だったということですか。

事務局：はい。森林以外であったということを確認しております。

川村部会長：事業主体も今回の申請者とは別人格ということによろしいですか。

事務局：そのとおりです。

川村部会長：続いてあと何点かご質問します。

7ページの事業計画書の一番冒頭ですが、事業区域面積が19.1353ヘクタールということになっています。16ページの仙台市意見書、環境局環境共生課からの意見の中で、事業区域が19.6521だったり、19.5103だったりということで、面積が変更されている経過が指摘されているのですが、あくまでも現時点では7ページの19.1353ヘクタールで確定しているということによろしいですね。

申請者：はい。仙台市意見書の19.6521というのは、仙台市に出させていただいた当時の面積で、現在は19.1353が正しい数字となっております。この審議会の手続きを進めていく上で多少面積が前後していますので、現在はこの計画書の数字が正となっております。

川村部会長：分かりました。

16ページの同じく環境共生課の意見ですが、敷地面積には送電施設数を設置するための用地も含めるよう記載されております。これは事業計画書の用地面積のどこに含まれているのでしょうか。

申請者：これは林地開発の申請面積には含まれておりません。

開発区域面積に送電施設の面積を含めるべきという指導は、仙台市環境共生課が環境アセスメントの必要性の有無を判断する際に求められたものです。

自然保護課との協議の中では、送電施設は地域森林計画対象民有林ではないので、事業区域に含める必要は無いということでご確認をいただいております。

ちなみに、仙台市環境共生課でも各アセスメントに該当する20ヘクタール以上とはならないという確認はさせていただいております。

川村部会長：その送電施設は、図面を見ればどこかわかりますか。

申請者：はい。21ページの位置図に「開閉所用地」として記載されています。

川村部会長：「自営線」とは何ですか。

申請者：当事業地で発電した電力を事業用地の近くにある鉄塔につなぐ計画としております。事業区域から自営線として電力線をはわせまして、開閉所用地にある鉄塔へ電力をつなぐという計画になっております。

川村部会長：要するに電線を引っ張る用地ということですね。

申請者：はい。

川村部会長：それを埋設するということですね。

申請者：はい。

事務局：送電施設用地を事業区域に含めない理由として、地域森林計画対象民有林ではないからという説明が事業者からありました。しかし、正確には本県の取り扱いとして、管理者が別に存在する施設に対する工事については、そちらの管理者が当該行為における影響を判断できることから、一体として取り扱わないこととしております。

当該事例では送電施設を設置する林道の管理者が仙台市であり、別の許認可で管理できるため、一体として取り扱う必要はないと判断いたしました。

川村部会長：先ほどの説明で用地について親会社が所有済みであること等の説明がありましたが、用地費の内容について教えてください。

申請者：親会社の株式会社ブルーキャピタルマネジメントが所有している1筆の土地購入代金と、株式会社ブルーキャピタルマネジメントが賃借している1筆の賃借料を、20年間年払いでお支払いしていくことになり、その合計が9000万円となります。

川村部会長：民地を借り上げるということではなく、親会社が所有している土地なんですね。

申請者：はい。名義が株式会社ブルーキャピタルマネジメントで、今は弊社の使用権原は使用権にとどめさせていただいておりますが、この林地開発の許可を受けて融資実行となりますので、その際に正式に契約をさせていただくこととなります。

川村部会長：固定価格買い取り制度が終わっても何年かは発電事業を続ける計画のようですが、最終的に撤収した際には土地を親会社に戻すということですよ。

申請者：いずれも親会社所有となっており、親会社が所有権を持ち続けることになっております。

川村部会長：8ページの最後の○印で、近隣住民への説明会を行っているということですが、この際に参加者から何か異論や注文がなかったのか、あった場合にはどのように対応したか教えてください。

申請者：下倉町内会の他に5区、すなわち全てで6区の町内会長様には、一度ご挨拶とご説明をして回った経緯がございます。その際に説明会が必要であれば行いたいということをお願いしたのですが、当該6区も事業地から遠いものですから、説明会の要望があったのが下倉町内会のみでした。下倉町内会の説明会では4名の方にご出席いただきました。弊社の方から

事業計画、事業内容をご説明させていただいたのですが、特に要望はありませんでした。ただ、20年間行う事業ですので協定書のご提案をさせていただきまして、協定書を締結させていただきました。

川村部会長：他に何かございますか。

進藤委員：事業計画を見ますと、沢筋を利用したような開発となっています。調整地には十分な容量を確保しているということの説明がありましたが、近年の大規模災害を思うと十分ということの根拠を教えてくださいたいと思います。

事務局：十分な容量という根拠としましては、県の河川課が所管している防災調整池設置指導要綱というものがあり、そちらの基準を満たしているということで確認しております。具体的には、形質変更する面積に対して310m³/haの土砂貯め容量、及び流域面積に対して1100m³/haの貯水容量を確保することになっております。そして、今回の計画についてはその二つを満たしており、河川課から回答が出たということになります。

川村部会長：他によろしいでしょうか。

それでは無いようですので、これで質疑を終了いたします。

川村部会長：ここで、当部会の答申内容を検討するに当たりまして、委員の皆様からの意見をいただくこととなりますが、冒頭に司会から説明がありまして、申請者の方は一旦退室をお願いいたします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは改めて委員の皆様にお諮りします。

「合同会社Blue Power 仙台大倉が行う再生可能エネルギー発電施設」に係る林地開発許可申請につきまして、「許可することに異存はない」ということで答申することでご異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定いたしました。なお、

質疑応答のやりとりの中でもありました通り、事業計画書の修正等が指摘されておりますので、事務局と十分協議の上整理していただきたいと思います。

それでは1の審議が終了いたしましたので、申請者の皆様にはこれで退出をお願いいたします。

(申請者退出)

川村部会長：引き続きまして2のその他になります。

委員の皆様何か質問ございますか。

進藤委員：太陽光発電を設置した際、その維持管理について除草剤を大量に使うケースがあると思いますが、除草剤の使用について林地開発で制限することはできるのでしょうか。山が奥地にあった場合、除草剤を含んだ水が川やダムに流出するのが気になります。

事務局：基本的には林地開発の基準だけで言うのであれば、やはり除草剤を使用する事が一概に駄目だとは言えません。ただ、例えば除草剤の散布を受けて土壌が流出するようなことがあれば、除草剤の散布では無く、木材チップの使用や止水シートの施工等の対策を求める事は可能です。過去にも除草剤を使用する場合で、極力除草剤の使用を抑えるよう求める附帯意見を添付することもありましたが、そういった形で対応するしかないのが現状です。

大山委員：水質調査は、この近辺では行われているんですか。

事務局：事務局では調査を行ったという情報は入っておりません。

川村部会長：最後に、今後の予定として現時点で部会にかかるような案件は現在いくつあるでしょうか。申請を受け付けているものについて教えてください。

事務局：今、事務所及び県庁にも、審議会に係る申請は上がってきていない状態です。

川村部会長：かなり太陽光の方もピークを過ぎたようですね。

事務局：はい。ですが、事前相談という形では何件か相談が来ておりまして、それが来年度以降申請される可能性はあります。

川村部会長：当面は出てこないということですね。

事務局：はい。

川村部会長：他に質問等ございませんか。

それでは質問等無いようですので、終了いたします。ありがとうございました。事務局にお返しします。

事務局：(令和2年度許可及び協議実績に関する説明)

司会：質問等ございませんでしょうか。

それでは質問等無いようですので、本日の一切を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

(以上)